

第68回全日本こけしコンクール開催要綱

1. 目的 全国のこけしを広く紹介宣伝し、こけしの美の鑑賞とその認識を更に深めるとともに、工芸品としての優れた品質意匠および技術の向上を図り、観光工芸産業の振興発展に寄与することを目的とする。
2. 名称 第68回全日本こけしコンクール
3. 主催 宮城県・白石市・白石商工会議所
4. 後援 経済産業省・農林水産省・国土交通省・文化庁・中小企業庁・観光庁
4. (予定) 東北経済産業局・東北運輸局・日本商工会議所・青森県・秋田県
岩手県・山形県・福島県・群馬県・東日本旅客鉄道(株)東北本部・仙台市
河北新報社・朝日新聞仙台総局・毎日新聞仙台支局・読売新聞東北総局
産経新聞仙台支局・NHK仙台放送局・tbc 東北放送・仙台放送
ミヤギテレビ・khb 東日本放送・エフエム仙台
一般社団法人白石市観光協会・弥治郎こけし業協同組合
5. 会場 白石市文化体育活動センター (ホワイトキューブ)
6. 会期 令和8年5月3日 (日・祝) ~ 4日 (月・祝) の2日間
7. 部門 第1部 伝統こけし (系統的な伝統性があり師弟関係が明確であるもの
かつ、その工人が製作した本人型も含む)
第2部 新型こけし (量産可能で市場性のあるもの)
第3部 創作こけし (一品製作芸術的価値のあるもの)
第4部 木地玩具 (ロクロ技術を主体とした玩具)
第5部 応用木製品 (ロクロ技術を主体とした日常生活用品や木製品)
なお、審査の際は、第1部 (伝統こけし) 及び第4部 (木地玩具) をA
ブロック、第2部 (新型こけし)、第3部 (創作こけし) 及び第5部 (応
用木製品) をBブロックとし、A・Bブロックに分割して審査を行う。
8. 出品
1) 出品資格 現在こけしを製作している工人並びにロ
クロ応用品製作者で、全日本こけしコン
クールの「名人」となった工人を除く。
2) 出品作品 作品は木製を主体として、ロクロ応用に
より製作した自己作品に限る。なお、各
部に規定する作品として認められない作
品については、審査会の判断により除外
または部門変更されることもある。(作品
には必ず価格を表示すること。)
3) 出品期間 令和8年3月1日 (日) ~ 4月3日 (金)
所定の申込書に所要事項を明記の上、出
品作品に添えて事務局に申し込むこと。

| | |
|--------------|---|
| 4) 出品料 | 無料 |
| 5) 出品点数 | 一人一部門につき 10 点以内とする。 ただし、同一作品を複数出品することはできない。 |
| 6) 題名・出品者の明示 | 出品作品の裏面並びに箱には、題名・出品者名を明記した紙片を貼付すること。 |
| 7) 送付場所 | 白石市文化体育活動センター (ホワイトキューブ) 〒989-0218 宮城県白石市鷹巣東2丁目1-1 |
| 8) 搬入及び送料 | 搬入に要する経費は出品者負担とする。 荷造り外装に「全日本こけしコンクール作品」と朱書すること。 |
| 9) 出品作品の受理保管 | 受理保管中の作品は主催者が良心的にその責を負う。ただし、天災その他不可抗力によって生じた損害についてはその責を負わない。 |
| 9. 審査期日 | 令和8年4月22日(水) |
| 10. 審査委員 | 特許庁審査第一部生活・流通意匠審査官 平田 哲也 東北経済産業局長 佐竹 佳典 東北運輸局長 吉田 昭二 東北森林管理局長 篠輪 富男 群馬県産業経済部戦略セールス局 観光リトリート推進課長 青木 学 東日本旅客鉄道㈱執行役員東北本部長 高岡 崇 (公社)宮城県物産振興協会会长 門傳 英慈 東北工業大学地域未来構築事業コーディネーター 佐藤 明 東北工業大学建築学部建築学科准教授 錦織 真也 元仙台市博物館館長 東海林 恒英 東京こけし友の会会长 鈴木 康郎 秋田こけし会会长 京野 進 青葉こけし会会长 齋藤 友孝 ㈱こけしのしまぬき代表取締役社長 島貫 昭彦 元全日本こけしコンクール事務局 永山 美智子 |
| 11. 審査規定 第1条 | 審査は意匠、品質、内容、価格、その他を基準とし、Aブロック {第1部伝統こけし・第4部木地玩具} 及びBブロック {第2部新型こけし・第3部創作こけし・第5部応用木製品} に分割し |

審査を行う。ただし、東北森林管理局奨励賞の審査については別に定める。

- 第2条 審査は第1次審査、第2次審査及び最終審査とする。
- 第3条 第1次審査は全作品について適格であるか審査する。
- 第4条 第2次審査は第1次審査に合格した作品のうちから委員の投票によって選抜した授賞候補作品を決定する。
- 第5条 最終審査は第2次審査により授賞候補作品について全委員合議により授賞作品を決定する。
- 第6条 内閣総理大臣賞については全作品の最優秀作品とする。なお、経済産業大臣賞、農林水産大臣賞、国土交通大臣賞、文部科学大臣賞、中小企業庁長官賞、林野庁長官賞、経済産業省製造産業局長賞及び観光庁長官賞についてはA・B各ブロックの優秀作品に対しそれぞれ1点とする。
- 第7条 審査委員は学識経験者並びに後援者の中から会長が委嘱する。
- 第8条 審査委員は審査委員会を構成し、A・Bブロックのいずれかに編入されるものとする。
- 第9条 審査委員会の運営は委員の互選により委員長1名を定め、その指示によって行う。
- 第10条 審査は非公開によってこれを行う。
- 第11条 この規定に定めのない必要な事項は審査委員会と主催者によって決定する。

12. 名人 全日本こけしコンクールにおいて内閣総理大臣賞を3回受賞した工人を会長が推戴する。

13. 授賞 審査の結果優秀なものに賞状並びに副賞を贈呈する。

| | | | |
|--------------|----|---------------|----|
| 内閣総理大臣賞 | 1点 | 前橋市長賞 | 1点 |
| 経済産業大臣賞 | 2点 | 福島市長賞 | 1点 |
| 農林水産大臣賞 | 2点 | 山形市長賞 | 1点 |
| 国土交通大臣賞 | 2点 | 仙台商工会議所会頭賞 | 1点 |
| 文部科学大臣賞 | 2点 | 小田原箱根商工会議所会頭賞 | 1点 |
| 中小企業庁長官賞 | 2点 | 前橋商工会議所会頭賞 | 1点 |
| 林野庁長官賞 | 2点 | 福島商工会議所会頭賞 | 1点 |
| 経済産業省製造産業局長賞 | 2点 | 山形商工会議所会頭賞 | 1点 |
| 観光庁長官賞 | 2点 | 米沢商工会議所会頭賞 | 1点 |
| 東北経済産業局長賞 | 1点 | 河北新報社賞 | 1点 |
| 東北森林管理局長賞 | 1点 | 朝日新聞仙台総局賞 | 1点 |

| | | | |
|----------------|----|----------------|----|
| 東北運輸局長賞 | 1点 | 毎日新聞仙台支局長賞 | 1点 |
| 宮城県知事賞 | 2点 | 読売新聞社賞 | 1点 |
| 全日本こけしコンクール会長賞 | 2点 | 産経新聞社賞 | 1点 |
| 東日本旅客鉄道賞 | 2点 | 東北放送賞 | 1点 |
| 日本商工会議所会頭賞 | 1点 | 仙台放送賞 | 1点 |
| 群馬県知事賞 | 1点 | 宮城テレビ放送賞 | 1点 |
| 福島県知事賞 | 1点 | 東日本放送賞 | 1点 |
| 山形県知事賞 | 1点 | エフエム仙台賞 | 1点 |
| 岩手県知事賞 | 1点 | NHK仙台放送局長賞 | 1点 |
| 秋田県知事賞 | 1点 | 七十七銀行賞 | 1点 |
| 青森県知事賞 | 1点 | 仙南信用金庫賞 | 1点 |
| 仙台市長賞 | 1点 | 仙台銀行賞 | 1点 |
| 札幌市長賞 | 1点 | 東北電力賞 | 1点 |
| 登別市長賞 | 1点 | 白石商工会議所会頭賞 | 1点 |
| 海老名市長賞 | 1点 | (一社)白石市観光協会会長賞 | 1点 |
| 小田原市長賞 | 1点 | 白石温麺賞 | 1点 |
| 東北森林管理局奨励賞 | 2点 | | |

14. 授賞式 令和8年5月1日（金）13時00分（白石市文化体育活動センター）

15. 賞金 賞金については、主催者である白石市が贈呈する。

| | |
|----------------|----------|
| 内閣総理大臣賞 | 30万円（1点） |
| 経済産業大臣賞 | 10万円（2点） |
| 農林水産大臣賞 | 10万円（2点） |
| 国土交通大臣賞 | 10万円（2点） |
| 文部科学大臣賞 | 10万円（2点） |
| 中小企業庁長官賞 | 5万円（2点） |
| 林野庁長官賞 | 5万円（2点） |
| 経済産業省製造産業局長賞 | 5万円（2点） |
| 観光庁長官賞 | 5万円（2点） |
| 東北経済産業局長賞 | 5万円（1点） |
| 東北運輸局長賞 | 5万円（1点） |
| 東北森林管理局長賞 | 5万円（1点） |
| 宮城県知事賞 | 5万円（2点） |
| 全日本こけしコンクール会長賞 | 5万円（2点） |

なお、「名人」に推戴した工人に対しては、その栄誉を讃え100万円を贈呈する。

16. 寄贈 下記授賞作品については永年保存することとし、一般公開などを行うため白石市に寄贈願うものとする。
- | | |
|----------|-----------------|
| ・内閣総理大臣賞 | ・文部科学大臣賞 |
| ・経済産業大臣賞 | ・宮城県知事賞 |
| ・農林水産大臣賞 | ・全日本こけしコンクール会長賞 |
| ・国土交通大臣賞 | |
17. 搬出 搬出に要する費用は主催者負担とする。また、出品作品は本コンクール終了後速やかに返送する。
18. 撮影模写 写真撮影については特に制限をしない。ただし、撮影した写真を加工し商業的に利用することを禁止する。
19. その他 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。